

ワークライフバランスに関する支援制度一覧表

制 度 名	制度の概要	期 間	女性	男性	頁
妊産婦の保健指導・健康診査休暇	妊娠中・出産後1年未満の女性が保健指導や健康診査を受けるための休暇	妊娠満23週： <u>4週間に1回</u> 妊娠満24週～満35週： <u>2週間に1回</u> 妊娠満36週～出産： <u>1週間に1回</u> 出産後1年： <u>1回</u>	○	×	1
妊娠に起因する疾病にかかる休暇	妊娠に起因する疾病の療養のための休暇	<u>90日以内</u> (つわりによる休暇はうち <u>7日まで</u>)	○	×	2
妊婦の通勤緩和休暇	通勤の混雑が母体又は胎児に影響を及ぼすと認められ、休暇によりその支障が緩和される場合、取得可	妊娠中の期間	○	×	2
出産(産前・産後)休暇	出産のための休暇	①出産予定日より8週間前 の日(多胎妊娠は14週間) ～産後8週間を経過する 日までの期間 ※原則、産後の期間は8週 間を下回れない ②産前の休暇を始める日か ら起算して16週間(多胎 妊娠の場合は22週間)を 経過するまでの期間 ※原則、産後8週間の確保 が必要	○	×	4
育 児 休 業	子の養育に専念するための休業	子の満 <u>3歳</u> の誕生日前日まで	○	○	6 31
部 分 休 業	子を養育するため、勤務時間の一部を休業するための制度	子が満 <u>9歳</u> に達する日後最初の3月31日(小学3年生)まで、3ヶ月以上の期間について包括的に請求を行う	○	○	11 32

制度名	制度の概要	期 間	女性	男性	頁
育児時間休暇	生後1歳3ヶ月未満の子の保育を行うための休暇 ※男性職員は取得要件あり	子が生後1歳3ヶ月になるまで	○	○	17
					31
育児短時間勤務	小学校就学の始期に達するまで(満6歳に達する日後最初の3月31日まで)の子のある職員が勤務時間の一部を休業できる制度	小学校就学の始期に達するまで(満6歳に達する日後最初の3月31日まで)	○	○	19
遅出勤務	〈育児〉 満12歳に達する日後最初の3月31日(小学6年生)までの子のある職員が、保育園や集団登校の見送りにより、正規の勤務時間の始期までに出勤が困難な場合	満12歳に達する日後最初の3月31日まで、子の見送りに必要な期間	○	○	23
	〈介護〉 要介護者を介護するために、正規の勤務時間の始期までに出勤が困難な場合	介護に必要な期間			
深夜勤務の制限	〈育児〉 小学校就学の始期に達するまでの子がいる職員が請求した場合 ※配偶者要件あり	子が小学校就学の始期に達するまで(満6歳に達する日後最初の3月31日まで)必要な期間	○	○	25
	〈介護〉 要介護者を介護するために請求した場合	介護に必要な期間			

制度名	制度の概要	期 間	女性	男性	頁
時間外勤務の 免除	〈育児〉 3歳未満の子がいる職員が養育のために請求した場合	子の満3歳の誕生日前日まで必要な期間	○	○	26
	〈介護〉 要介護者を介護するために請求した場合	介護に必要な期間			
時間外勤務の 制限	〈育児〉 小学校就学の始期に達するまでの子がいる職員が、養育するために請求した場合	子が小学校就学の始期に達するまで（満6歳に達する日後最初の3月31日まで）必要な期間	○	○	26
	〈介護〉 要介護者を介護するために請求した場合	介護に必要な期間			
子どもの看護休暇	12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子の治療、療養中の看護や通院などの世話をするための休暇	子1人：1歴年につき5日	○	○	27
		子2人以上： 1歴年につき10日			32
配偶者の出産に伴う休暇	妻の出産に伴う入院・出産時の付き添い、入院中の世話・出生の届出等をするための休暇	出産に係る入院等の日から出産の日後2週間を経過する日までの期間内における3日の範囲内	×	○	29
男性の育児参加のための休暇	妻の産休中に、生まれてくる子または小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休暇 ※小学校就学前までの上の子どもがいない場合は、当該子の出生後のみ取得できる	出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合14週間）前の日（出産予定日から起算）から出産8週間を経過する日（出産翌日から起算）までの期間内における5日の範囲内	×	○	30

制度名	制度の概要	期間	女性	男性	頁
短期介護休暇	家族が傷病などにより日常生活に支障があり、身の回りの世話やリハビリのための介助などが必要な場合の休暇	要介護者1人： 1 歴年につき <u>5 日</u> 要介護者2人以上： 1 歴年につき <u>10 日</u>	○	○	33
介護休業	家族が傷病等により日常生活に支障があり、身の回りの世話やリハビリのため、 <u>常時</u> 介護などが必要な場合の休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに3回を超えず、通算6カ月の期間内において必要と認められる期間	○	○	34
介護部分休業	家族が傷病等により日常生活に支障があり、身の回りの世話やリハビリのため、 <u>常時</u> 介護などが必要な場合の休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続3年の期間内で、1日を通じて2時間までの範囲内	○	○	39
短時間勤務制度	次のいずれかの事由より、短時間勤務正職員となることを希望する場合 ①育児及び家族の介護を行う場合	休憩時間を除き、 <u>1週間について20時間以上</u> の勤務とする	○	○	42
	②自己啓発を希望する場合 ③地域貢献や社会貢献の活動に参加する場合 ④その他特に必要と認める場合				